

## 黒石市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末しょう血幹細胞あっせん事業（以下「骨髄バンク事業」という。）における骨髄又は末しょう血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進を図るため、ドナー休暇の制度を利用することができないドナー及びドナー休暇の制度を導入している事業所に対し、黒石市骨髄移植ドナー支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドナー 骨髄バンク事業により骨髄等の提供を完了した者をいう。
- (2) ドナー休暇 事業所が当該事業所の従業員に対し骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談（以下「通院等」という。）のため取得することを認めた特別休暇をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助金の交付対象となるドナー（以下「交付対象ドナー」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 骨髄等の提供を完了した日及び補助金の申請時において、市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 勤務する事業所にドナー休暇の制度がないこと又は勤務する事業所が認めるドナー休暇の日数を超えて通院等をした日があること（被雇用者の場合に限る。）。
- (3) この要綱による補助金と同様の趣旨の他の補助金等を受けていないこと。
- (4) 市区町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下

「市税等」という。) を滞納していないこと。

2 補助金の交付の対象となる事業所（以下「交付対象事業所」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす事業所とする。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。

- (1) 青森県内に所在していること。
- (2) ドナー休暇の制度を導入していること。
- (3) 市の住民基本台帳に登録されているドナーである従業員を雇用し、当該従業員に対しドナー休暇を付与したこと。
- (4) 同一のドナーである従業員について、この要綱による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 市税等を滞納していないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は役員等が暴力団の構成員でないこと。

（補助金の額）

第4条 交付対象ドナーに交付する補助金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院等の日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、ドナー休暇を利用した通院等の日数及び骨髄等の採取又はこれに関連した医療処置により生じた健康被害に係る通院等の日数を除く。

- (1) 骨髄等の提供前及び提供後の健康診断に係る通院
- (2) 骨髄等の採取の準備に係る通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等

2 交付対象事業所に交付する補助金の額は、ドナーである従業員に対して付与したドナー休暇の日数に1万円を乗じて得た額とする。

3 前2項の場合において、補助金の交付は、骨髄等の提供1回につき7日を上限とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、黒石市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書(ドナー用)(様式第1号)又は黒石市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書兼請求書(事業所用)(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 骨髄バンク又は医療機関が発行する骨髄等の提供が完了したことを証する書類の写し

(2) 骨髄等の提供に係る通院等が完了した日が属する年度の前年度の市税等の滞納がないことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げるもののほか、申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 交付対象ドナー 次に掲げる書類

ア 勤務する事業所にドナー休暇の制度がないこと又は勤務する事業所が認めるドナー休暇の日数を超えて通院等をした日があることが確認できる書類

イ 骨髄等の提供に係る通院等の日数を証する書類の写し

(2) 交付対象事業所 次に掲げる書類

ア ドナーである従業員が勤務していることを証する書類

イ ドナー休暇の制度を導入していることを確認できる書類

ウ ドナーである従業員がドナー休暇を取得した日数を確認できる書類

エ 役員名簿(氏名、ふりがな、役職名、生年月日及び住所が掲載されているもの)

3 第1項の申請書の提出期限は、通院等が完了した日後30日を経過する日又は通院等が完了した日が属する年度の2月28日のうちいずれか早い日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

補助金の交付の可否を決定し、黒石市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定をした申請者に対し、その通知をした日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第7条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和2年4月1日以後に完了した骨髄等の提供に係る補助金について適用する。

（申請書の提出期限に係る特例）

2 令和2年4月1日からこの告示の施行の日の前日までの間に骨髄等の提供に係る通院等が完了した場合の補助金の申請書の提出期限に係る第5条第3項本文の規定の適用については、同項中「通院等が完了した日後」とあるのは、「この告示の施行の日から」と読み替えるものとする。